

1 特別児童扶養手当 国

支給対象者

- 次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい児を
監護、養育されている人
- ① I Q 35 以下程度若しくは身体障害 1 ～ 2 級程度、
または同程度の障がい若しくは病状を有する人
- ② I Q 50 以下程度若しくは身体障害 3 級（4 級の
一部を含む）程度、または同程度の障がいもしくは
病状を有する人

手当額(月額)

児童 1 人につき ① 52,500 円 ② 34,970 円

支給月 4・8・11 月

2 在宅重度障害者手当 県

支給対象者

次のいずれかに該当する在宅の障がい者
※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手
当の受給者、および施設入所者を除く

- ①身体障害 1 ～ 2 級で I Q 35 以下の人
- ②身体障害 1 ～ 2 級の人、I Q 35 以下の人、または
身体障害 3 級の障がい有し、I Q 50 以下の人
(65 歳以上で新たに障がい者となった人は除きます)

手当額(月額) ① 15,500 円 ② 6,750 円

支給月 4・8・12 月

3 特別障害者手当 国・県

支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者
(施設入所者および長期(3 か月以上)入院者を除く)
- ①身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを重複して有する人
- ②身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを有する人で、I Q
20 以下の人、または常時介護が必要な精神障がい
を有する人
- ③身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを有する人、また
は I Q 20 以下の人、若しくは常時介護が必要な
精神障がいを有する人で、他に身体障害 3 級相当
の障がいを 2 つ以上有する人
- ④身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを有する人、また
は I Q 20 以下の人、若しくはこれと同程度の障
がい、または病状を有する人で、日常生活におい
てほぼ全面介護が必要な人

- 県 国の手当を受給している人に加算して支給されます
- ①身体障害 1 級、または 2 級の障がいを有し、I Q
35 以下の人
- ②身体障害 1 級、または 2 級の障がいを有する人、
または I Q 35 以下の人

①身体障害 1 級、または 2 級の障がいを有し、I Q
35 以下の人

②身体障害 1 級、または 2 級の障がいを有する人、
または I Q 35 以下の人

手当額(月額) 国 ①②③④とも 27,350 円

県 ① 6,850 円 ② 1,050 円

支給月 2・5・8・11 月

4 障害者手当 町

支給対象者

- ①身体障害者手帳 1 級および 2 級の人
- ②身体障害者手帳 3 級の人
- ③身体障害者手帳 4 級の人
- ④身体障害者手帳 5 級および 6 級の人
- ⑤ I Q 35 以下の人
- ⑥ I Q 36 以上 50 以下の人
- ⑦ I Q 51 以上 75 以下の人
- ⑧身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人
- ⑨精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
- ⑩精神障害者保健福祉手帳 2 級の人
- ⑪精神障害者保健福祉手帳 3 級の人

手当額(月額)

①⑤⑧⑨ 5,800 円 ②⑥⑩ 4,600 円

③⑪ 2,300 円 ④⑦ 1,800 円

支給月 3・9 月

5 障害児福祉手当 国・県

支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者(障
がいを事由とした年金受給者および施設入所者を除く)
- ①身体障害 1 級(2 級の一部を含む)程度の障がい
を有する人
- ② I Q 20 以下の人
- ③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介
護が必要な人

県 3 特別障害者手当と同じ

手当額(月額) 国 ①②③ 14,880 円

県 ① 6,900 円 ② 1,150 円

支給月 2・5・8・11 月

6 経過福祉手当 国・県

支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者(施
設入所者を除く)で、従来の福祉手当受給者のうち
特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付
金のいずれも受給していない人
- ①身体障害 1 級(2 級の一部を含む)程度の障がい
を有する人
- ② I Q 20 以下の人
- ③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介
護が必要な人

県 3 特別障害者手当と同じ

手当額(月額) 国 ①②③ 14,880 円

県 ① 6,900 円 ② 1,150 円

支給月 2・5・8・11 月

各種福祉手当を紹介します

▶ 問合せ 役場子育て支援課・福祉課



子育て支援課関係

1 児童手当 国

支給対象者

中学校修了前の児童を養育している父・母等

手当額(月額)

3 歳未満 15,000 円

小学校修了前(第 1・2 子) 10,000 円

(第 3 子以降) 15,000 円

中学校修了前 10,000 円

※所得制限を超えた人は、特例給付として児童
1 人につき、一律 5,000 円を給付します

支給月 2・6・10 月

2 児童扶養手当 国

支給対象者

- 次の要件にあてはまる 18 歳以下(18 歳到達年度の
末日まで)の児童(一定の障がいがあるときは 20 歳未
満)を監護している母、監護しかつ生計を同じくして
いる父または養育している人
- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかではない児童
- ⑤父または母から引続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童 ※ひとり親
- ⑧父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童
- ⑨その他、①～⑧に該当するか明らかでない児童

手当額(月額)

児童 1 人目

全部支給 43,160 円

一部支給 10,180 円～43,150 円

児童 2 人目の加算額

全部支給 10,190 円加算

一部支給 5,100 円～10,180 円加算

児童 3 人目以降の加算額

全部支給 6,110 円加算

一部支給 3,060 円～6,100 円加算

※所得に応じて決定され、所得制限を超過した場合は
支給されません

支給月 1・3・5・7・9・11 月

3 遺児手当 県・町

支給対象者

- 県 愛知県内に住所があり、次の要件にあてはまる 18
歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童を監護・
養育している人
- 町 武豊町内に住所があり、次の要件にあてはまる 18
歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童を監護・
養育している人
- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母から引続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑤父または母が引続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑥婚姻によらないで生まれた児童 ※ひとり親
- ⑦父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童

手当額(月額)

児童 1 人につき

県 支給開始 1 ～ 3 年目 4,350 円

支給開始 4 ～ 5 年目 2,175 円

支給開始 6 年目～ 支給対象外

児童 1 人につき 3,600 円

町 ※所得制限を超過した場合は支給されません

支給月 1・3・5・7・9・11 月



国 … 国の手当 県 … 県の手当 町 … 町の手当